平成２４年（フ）第２５８５号
千葉県富里市七栄523―６　レオパレスアンダンテ108、住民票上の住所横浜市都筑区勝田南２丁目15番15号
債務者　長谷川　敦
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２号
和歌山県田辺市学園20番12号
債務者　山本　海盛
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６３５号
神奈川県南足柄市岩原171番地15
債務者　柏木　優作
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６５９号
神奈川県南足柄市関本108番地　あしがらガーデン405、前住所神奈川県南足柄市関本680番地セトルコートダイセン103
債務者　小澤　恵子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６６９号
神奈川県平塚市札場町47番１―１―101号　コーポ札場、前住所神奈川県平塚市根坂間695番地の48　ポモドーロ102号
債務者　高村　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７３号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―11―506、前住所横浜市青葉区恩田町2307番地　ルーラルフラッツ103
債務者　小水　民子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７８号
神奈川県南足柄市壇下442番地１　シャトーアルブルＡ―203、前住所神奈川県南足柄市塚原4627番地63
債務者　青木　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６９６号
熊本県宇城市松橋町曲野3316番地１
債務者　奥村　節也
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６６号
埼玉県草加市青柳６丁目22番７―301号
債務者　小幡　恵美（旧姓降矢）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６８７号
埼玉県草加市青柳４丁目24番17号
債務者　寺木　弥生
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３８号
神奈川県平塚市山下255番地の７　Ｂ
債務者　山口　孝行
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３９４号
沖縄県那覇市繁多川４丁目10番１号　金城アパート302
債務者　翁長　直子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４７１号
沖縄県那覇市識名１丁目４番７―203号　サントピア識名
債務者　城間　智子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４７２号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目47番地３
債務者　上間　　伸
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４７３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目47番地３
債務者　上間　　芳
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４８０号
沖縄県糸満市字照屋1207番地の２　サンハイツ新垣302号
債務者　奥川　朝志
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５０６号
沖縄県那覇市字宇栄原780番地　グランドメゾンＧＵＳＩ301
債務者　佐々木雅博
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部